

技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。

1 推薦することができる者及び推薦範囲

推薦することができる者（以下「推薦者」という。）は（１）から（４）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。

（１） 都道府県知事による推薦

推薦範囲：当該都道府県の区域内の事業所に就業している者

（２） 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は社団法人若しくは財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）による推薦

推薦範囲：全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等

なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」はア又はイのいずれかに該当するものである。

ア 以下の（ア）から（エ）までの全てに該当する団体である。

この要件を満たしている場合は、法人格（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）に関わらず、当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を推薦することができる。

（ア） 卓越した技能者の表彰対象職業に関わる分野での活動を事業目的とし、

（イ） その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、

（ウ） 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

（エ） 地域に限定されず活動を行う団体。

イ 法人格が社団法人又は財団法人の団体であり、かつ、上記アの（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合には、特定の都道府県・ブロック等の活動地域を限定した団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。

なお、上記ア又はイのいずれにも該当しない場合（特定の都道府県又はブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が社団法人又は財団法人のものを除く。）等）は、「全国的な事業主団体等」として推薦することができない。

（３） 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体（以下「全国的な障害者団体」という。）による推薦

推薦範囲：別表に定める職業部門のうち、第 21 部門の推薦を希望する者

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

（４） 推薦日時点で成人に達している者（以下「一般の推薦者」という。）による推薦

推薦範囲：就業している全ての技能者

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

なお、被推薦者は、原則として被表彰者の公表日までの間、引き続き現役の技能者として就業している者であることが見込まれる者とする。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。

また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。

- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫又は改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、推薦日以前において 拘禁刑以上の刑に処せられたことのないこと。
- (5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し、叙勲若しくは褒章を受章又は受章予定がないこと。

なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章予定がある者は推薦の妨げにはならない。

3 推薦手続

- (1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する者であって、真に表彰されるにふさわしい者を選考し、受付期間（令和8年2月1日から3月31日）内に被推薦者を推薦すること。

なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、第21部門での推薦を希望する場合は、第21部門での推薦に加えて、第1部門から第20部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。

ア 「都道府県知事」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第20部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種（以下「細分類職種」という。）について、同一細分類職種の被推薦者は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害がある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦することができる。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合に

おける被推薦者数に制限はなく、第1部門から第21部門までの合計被推薦者数についても制限はない。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第20部門のいずれかの部門に該当する場合には、全国的な事業主団体等による被推薦者数は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害がある者を推薦する場合には、最大3名まで推薦することができる。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

ウ 「全国的な障害者団体」による推薦

全国的な障害者団体による被推薦者数は、下記（3）に定める障害がある者1名のみとする。ただし、女性であって下記（3）に定める障害がある者を加えて最大2名まで推薦することができる。

なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による被推薦者数は1名のみとする。女性又は下記（3）に定める障害がある者を推薦する場合であっても、複数名を推薦することはできない。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦はできない）。

なお、推薦者、被推薦者及び2名の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係になく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で成人に達している者であること。特に、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するためのものであることから、虚偽の申告による推薦やこの趣旨に合致しない目的・方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する当該被推薦者は1名とし、複数名の賛同者になることはできない。

（2） 推薦書類の提出について

人材開発統括官付参事官（能力評価担当）が別に定める卓越した技能者の表彰に係る留意事項を参照すること。

（3） 障害がある者

ここでいう「障害がある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。

ア 身体障害者福祉法第15条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体

障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

4 被推薦者の審査

（１） 部門別審査について

技能者表彰審査委員規程（昭和 42 年労働省訓第 8 号）第 3 条第 3 項に定める部門別審査委員は、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門の表彰を受けることについて、被表彰者の適格性を審査し、その結果を厚生労働大臣に報告する。

（２） 総合審査について

技能者表彰審査委員規程第 3 条第 2 項に定める総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

5 表彰の実施等

（１） 被表彰者の決定について

被表彰者については、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見を聞いて決定する。

被表彰者の決定については、人材開発統括官から、推薦者が指定した連絡担当者を通じて推薦者に対して通知し、被表彰者に対しては推薦者から通知することとする。

なお、被表彰者の決定については、当該決定に係る人材開発統括官からの通知により示される日までは公表しないこととする。

（２） 表彰の方法等について

表彰式の日程等詳細については被表彰者決定時に推薦者を通じて被表彰者に通知することとする。

（３） 被表彰者としての決定の取消しについて

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第 2 条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨を通知する。

（４） 感謝状の贈呈について

厚生労働大臣は、上記（３）の規定により、被表彰者としての決定を取り消した者が技能者の育成に寄与するなどの功績を有すると認める場合には、推薦者を通じて感謝状を贈呈することができる。感謝状の様式は、様式 6 のとおりとする。

（５） 表彰状の滅失について

過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして「証明書」の交付を受けることができる。

なお、表彰に際して被表彰者に対し贈呈する卓越技能章(盾及び徽章)については、滅失理由の如何を問わず、再交付は行わないものとする。

6 表彰状等の返納

推薦者は、自らが推薦して表彰された者が、その後に拘禁刑以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に情報提供すること。

7 附則

この実施要領は、令和7年12月22日から適用する。

(実施要領 別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類を参考として示した例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③キューボラ工（鋳物用鉄溶融）等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、⑤仕上機械工 等
		(2) 数値制御金属工作機械工	①NC旋盤工、②NCフライス盤工、③NC金属特殊加工機工、④マシニングセンタオペレーター 等
		(3) 板金工	①工場板金工 等
		(4) 金属手仕上工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）、②打抜プレス工、③曲プレス工、④プレス刻印工、⑤NCプレス機械工等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ類製造工、②ばね製造工（冷間成形によるもの）、③金属線製品製造工 等
		(4) 金属研磨工	①金属材料研磨工、②金属製品研磨工 等
		(5) 金属彫刻工	①彫金工（工芸的なものを除く）、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工、③治工具製造工、④金具製造工、⑤金型製造工、⑥刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工、②金属溶接検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、②はんだ付工、③金型取付工、④金属切断工（刃物によるもの）、⑤ダイカスト工、⑥機械解体処理工等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工（電気めっきを除く） 等
4	1 汎用機械器具組立・修理の職業	(1) 汎用機械器具組立工	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷機械組立工、⑥製本機械組立工、⑦半導体製造装置組立工、⑧液晶パネル製造装置組立工、⑨業務用空調機器組立工、⑩業務用冷蔵機器組立工、⑪業務用冷凍機器組立工、⑫サービス用機械組立工、⑬娯楽機械組立工、⑭機械部品組立工 等
		(2) 汎用機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤汎用・生産用・業務用機械器具検査工 等

	2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工 等
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計測器組立工、②計量計測機器組立工、③計量計測機器修理工 等
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具組立工、③カメラ修理工、④光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工、②レンズ加工工 等
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡（がんきょう）組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工（光学式）、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機組立工、②電動機組立工、③配電盤組立工、④制御盤組立工、⑤開閉制御機器組立工、⑥電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線通信機器組立工、②有線通信機器組立工、③テレビ組立工、④ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球部品組立工、②電子管部品組立工 等
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工 等
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員、⑤自家用電気係員 等
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線作業員、②地中送電線敷設作業員 等
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線作業員、②地中配電線敷設作業員 等
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線作業員、②地下通信ケーブル敷設作業員 等
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械据付作業員（電気工事）、④産業用電気装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車ぎ装組立工、②自動車車体組立工、③自動車部品組立工 等
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 等

7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、③精紡工、④ねん糸工、⑤加工糸工、⑥織布準備工、⑦織布工、⑧精練工、⑨漂白工、⑩編物工、⑪編立工、⑫フェルト製造工、⑬不織布製造工、⑭つな製造工、⑮あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②ボタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人服仕立職、②子供服仕立職、③紳士服仕立職、④和服仕立職、⑤衣服修理工、⑥ミシン縫製工（衣服）、⑦特殊ミシン縫製工（衣服） 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) 砂利・砂・粘土採取作業員	①砂利採取業者、②砂採取業者、③粘土採取業者 等
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム掘削作業員、②トンネル掘削作業員 等
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井機械運転工、②ボーリング機械運転工 等
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが製造工、③かわら製造工、④陶磁器製造工、⑤ファインセラミックス製品製造工、⑥セメント製造工、⑦コンクリート製品製造工、⑧生コンクリート製造工、⑨研磨用材製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工、②れんが検査工、③かわら検査工、④陶磁器検査工、⑤ファインセラミックス製品検査工、⑥セメント検査工、⑦コンクリート製品検査工、⑧研磨布・紙検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつば製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん製造工、③洗剤製造工、④油脂製品製造工、⑤医薬品製造工、⑥化粧品製造工、⑦感光剤材料製造工、⑧塗料製造工、⑨絵具製造工、⑩インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学繊維検査工、②石けん検査工、③洗剤検査工、④加工油脂製品検査工、⑤医薬品検査工、⑥化粧品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等

13	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く） ③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工 等
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工 等
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム製品検査工、②プラスチック製品検査工 等
	4 土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
		(2) 土石製品検査工	①土石製品検査工 等
	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製品製造工	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木彫工、⑥木製家具製造工、⑦木製建具製造工、⑧指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②木材チップ検査工、③合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
14	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、②紙料工、③紙すき工、④段ボール製造工、⑤加工紙製造工、⑥紙器製造工、⑦紙製品製造工、⑧紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ検査工、②紙検査工、③紙製品検査工 等
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①印刷作業員、②製本作業員、③DTPオペレーター、④製版作業員、⑤とつ（凸）版印刷作業員、⑥オフセット印刷作業員、⑦グラビア印刷作業員、⑧スクリーン印刷作業員、⑨シール印刷作業員、⑩印刷物光沢加工作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①校正作業員、②はく（箔）押し作業員、③印刷検査工、④製本検査工 等
	4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工 等
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン製造工、②焼菓子製造工、③洋生菓子製造工、④和生菓子製造工、⑤和干菓子製造工、⑥スナック菓子製造工、⑦キャンデー製造工、⑧チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐製造工、②油揚げ製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工 等
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工 等
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工 等
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当製造工、②惣菜製造工 等

	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工
		(3) 味噌・しょう油製造工	①味噌製造工、②しょう油製造工
		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等
	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料検査工、⑤たばこ検査工 等
15	1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師	①美容師
		(3) 美容サービス職	①着付師、②エステディション、③ネイリスト 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤学校給食調理員、⑥給食等調理員（学校を除く）、⑦各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業（1）	(1) 内張工	①内張工、②表具師 等
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
		(3) 畳工	①畳工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工 等
	2 その他の技能工、生産工程の職業（2）	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール・タグ付け作業員 等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写真工 等
18	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん製造工、②袋物製造工、③がん具製造工、④楽器製造工、⑤模型製作工、⑥模造品製作工、⑦ほうき製造工、⑧ブラシ製造工、⑨漆器工、⑩貴金属細工工、⑪宝石細工工、⑫甲細工工、⑬角細工工、⑭運動具製造工、⑮筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、⑯フラワーデザイナー、⑰装身具等身の回り品検査工 等
19	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) ITシステム設計技術者	①システム設計技術者、②社内システムエンジニア（主にシステムの設計に従事するもの）、③システムエンジニア（基盤システム） 等
		(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー 等
		(3) ITシステム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア、④社内システムエンジニア（主にシステムの運用に従事するもの） 等
		(4) 通信ネットワーク技術者	①サーバーエンジニア（構築・設定を行うもの）、②ネットワークエンジニア、③ネットワーク技術者、④サーバー構築技術者 等
		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等

20	1 定置機 関・機械運転 の職業	(1) ボイラーオペ レーター (2) クレーン・巻上 機運転工 (3) ポンプ・送風 機・圧縮機運転工 (4) その他の定置機 関・機械運転の職業	①ボイラーオペレーター 等 ①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工 等 ①ポンプ運転工、②送風機運転工、③圧縮機運転工 等 ①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水 処理設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操 作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術 者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③織布開発技 術者、④染色開発技術者、⑤紡績開発技術者 等
	3 その他の 生活、衛生 サービスの職 業	(1) クリーニング工 (2) 洗張職 (3) その他の清掃の 職業	①クリーニング工、②クリーニング仕上工 等 ①洗張職 ①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路 清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業 員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫 防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～19部門及び20部門 の1～3に属さない技 能的職種	①アニメーター、②工業デザイナー 等
21	1 障害があ る技能者	(1) 1～20部門のい ずれかに属する職種に つく障害がある技能者	①1～20部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能 者